

金融負債における公正価値オプション会計のもつ意味

上 田 幸 則

- I. はじめに
- II. SFAS第159号の内容
- III. SFAS第159号による会計処理
- IV. SFAS第159号の役割
- V. おわりに

I. はじめに

現在、会計の果たす役割は、様々な利害関係者へ、中でもとりわけ投資家に向けて、当該事業体の投資価値に関する財務情報を提供することとされている。しかし、かつてはその役割は、主として事業体の収益力を適正に計算するものとされてきていた。そのことは日本の「企業会計原則」が、適正な期間損益計算を行うことを論理の中心に据えた内容として展開されていることからもうかがえる。

このように、会計の果たす役割を適正な期間損益計算を論理の中心に据える近代会計の論理から、投資意思決定に有用な情報を提供することとする現代の会計に論理の軸を転換したことで、会計の領域ははるかに項目・金額ともに拡大されることとなった。その大きな要因といえるのが、公正価値による会計数値の適用であろう。

会計の主たる目的を意思決定に有用な情報を提供することとしたことにより、資産は「将来の見積経済便益」と定義され、負債は「将来の見積経済便益の犠牲」と定義された。このことにより、取得原価主義と費用配分を基本的処理原則とする近代会計においては認められなかった価値評価による会計数値が、財務諸表本体情報として記載されることが可能となった。そこで、最初に導入されたのが売買目的で保有する有価証券についてである。短期的な売買による利殖目的で保有する有価証券については、資産として記載される項目の金額は、会計期末の時価によって評価替えを行い、その評価額でもって記載すると同時に、評価損益を純利益に含めるものとされた¹⁾。

その後、取得原価から脱却し、公正価値という評価額によって財務諸表本体に計上する資産項目が、金融資産を中心に徐々に増加していった。結果として資産は、多くの項目が公正価値によって計上されているものと考えられている。しかし、その反対側の側面といえる負債について

1) 加藤盛弘『現代の会計学』第3版、森山書店、2004年、190-191頁。

も公正価値によって評価計上した数値をもって財務諸表本体に記載するというということは、未だもって殆どなされていないといえる。資産の定義が「見積将来経済便益」であり、負債が「見積将来経済便益の犠牲」であるとすれば、負債も公正価値によって評価計上されるべきであるという考えはごく当然なことであるかもしれない。

本稿では、負債について現状においてどのような会計処理がなされているのか、およびその理由と、今後負債についてどのような会計処理がなされようとしているのか、またその検討方向のもつ意味について考察する。より具体的には、FASBによって公表された金融負債についての会計処理を規定した基準書159号をとりあげ、その内容を中心に扱う。

II. SFAS第159号の内容

1. SFAS第159号発行の目的

2007年2月、FASBは財務会計基準書(SFAS)第159号「金融資産および金融負債に関する公正価値オプション—FASB基準書第115号の改訂を含む」を公表した。SFAS第159号がいう「公正価値オプション」とは、事業体が特定の選択日に公正価値による適格項目の測定を選択することを認めることである。SFAS第159号は現在、事業体が公正価値による測定を義務づけられていない多くの金融商品およびその他の項目に、公正価値による測定を選択することを認めるものであるとしており、その目的は、企業が複雑なヘッジ会計処理を適用することなく、資産および負債の測定のさいに生じる報告利益のボラティリティを緩衝することによって、財務報告を改善することである、としている。また、同種類の資産および負債に関して異なる測定属性を選択している事業体間の比較を容易にするような表示および開示の要件を規定している²⁾。

2. 公正価値オプションの適用法

SFAS第159号は、事業体がそれぞれの報告日で、関連する項目を含め公正価値オプションを選択した項目についての未実現利益および損失を、純損益(事業体が損益を報告しない場合には他の業績指標)計算に含めて報告しなければならないとしている³⁾。

公正価値オプション選択の決定については、商品ごとの適用を原則とし、いったん選択した会計処理は取り消しできないとしている。また、特定のリスクおよびキャッシュ・フローまたはその商品の一部のみに限らず、商品全体に適用するとしている⁴⁾。

公正価値オプションの適用については、以下①から③のように説明がなされている。

①公正価値オプションは、他の同一項目について選択しないである1つの適格な項目として選択

2) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 159, *The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities Including an amendment of FASB Statement No. 115*, 2007, pars. 1-3. なお、訳語は日本公認会計士協会発行のものを参考にさせていただいた。

3) *Ibid.*, par. 3.

4) *Ibid.*, par. 5.

することができるとしている。しかしその例外として、以下aからdの4つの事象を挙げている。

- a. 一人の借り手に単一の契約に従って複数の貸付を行い、個々の貸付がその独自性を失い、より大きな貸付残高の一部となる場合には、公正価値オプションはその大きな額にのみ適用し、個別の貸付に適用してはならない。
- b. 持分法によって会計処理がなされる投資に公正価値オプションを適用する場合には、同じ事業体への投資における金融持分のすべてに適用しなければならない。
- c. 公正価値オプションを適格な保険あるいは再保険契約に適用する場合には、その契約におけるすべての請求権や義務に適用しなければならない。
- d. 同時にあるいは後に発行された統合または非統合の特性または補償範囲の付された保険契約について、公正価値オプションを選択する場合には、公正価値オプションもまたそれらの特性や補償範囲にも適用しなければならない。それらの特性や補償範囲はAICPA ポジションステイトメント 05-1「保険契約の変更または交換に関連する繰延取得費用に関する保険会社による会計処理」のもとで個別に会計処理されていたとしても、その公正価値オプションは非統合契約特性あるいは補償範囲にのみに選択することはできない。

②公正価値オプションは単一の取引の中で発行されまたは取得されたすべての商品に適用する必要はない、としている。すなわち、株式や社債への投資家は公正価値オプションを、単一の取引で発行されるか取得された株式や社債の一部にのみ適用してもよいとしている。この場合、個々の社債がその負債証券の最小適用単位であると考える。法的に単一の契約である金融商品は、公正価値オプションの適用の目的で部分に分けることはできない。それと対照的に、協調融資の取り決めは、異なる貸し手による同じ借り手への複数の貸付となり得る。それらの貸付のそれぞれは別個の商品であり、その公正価値オプションは、それらの貸付のあるものについて選択し、他のものについては選択しなくともよい。

③ある持分証券への投資家は、投資先が発行した端株を含む、当該持分証券への投資全体について公正価値オプションを選択することができる、としている⁵⁾。

3. 適格項目

(1) 適格項目の範囲

SFAS第159号はすべての事業体において、公正価値オプションを選択できるものを適格項目としている。適格項目として、以下のものを挙げている。

- a. 認識される金融資産および金融負債（例外を除く）。
- b. 当初認識されていない、金融商品だけを含む契約（たとえば、現金に直ちに変換可能でないローンについての先渡購入契約など）。
- c. 引き受けた貸付契約。
- d. 金融商品ではない保険契約による権利および義務（それは保険業者が、現金決済よりも財

5) *Ibid.*, pars. 12-14.

や役務を提供することを要求する,あるいは認めるものであるため)であるが,その条件は,その財や役務を提供する第三者に保険者が支払うことによって決済をすることを認めるものの。

- e. 金融商品ではない補償契約による権利および義務(それは保証業者が,現金決済よりも財や役務を提供することを要求する,あるいは認めるものであるため)であるが,その条件は,その財や役務を提供する第三者に補償者が支払うことによって決済をすることを認めるもの。
- f. FASB基準書第133号「金融派生商品およびヘッジ活動の会計処理」に規定される特定の商品⁶⁾。

(2) 適格項目でない金融資産および金融負債

SFAS第159号は,事業体は以下の金融資産および金融負債について,公正価値オプションを選択しなくてもよいとしている。

- a. 事業体が企業結合を義務づけられる子会社への投資。
- b. 事業体が企業結合を義務づけられる変動持分事業体への持分。
- c. 年金給付やその他の退職後給付(健康保険や生命保険を含む),従業員ストック・オプションや株式購入プラン,およびその他の繰延報酬契約の形態による雇用者およびプランの債務。
- d. FASB第13号「リースの会計」で定義されるリース契約のもとで認識される金融資産および金融負債。
- e. 銀行,貯蓄金融組合,信用金庫その他,類似の預託機関の要求払預金債務。
- f. 発行者が全体あるいは一部を株主持分の構成要素として分類している金融商品(たとえば,非偶発的受益転換条項を伴う転換社債のようなもの)⁷⁾。

4. 選択日

SFAS第159号は公正価値オプション選択日において,事業体が個々の適格項目について選択すべきか否かを決定してもよいし,事業体はある種の適格項目について,既存の方針に従って公正価値オプション会計を選択してもよいとしている。また事業体は以下の事象のうちの1つが発生する日にのみ,適格項目の公正価値オプションを選択することができるとしている。

- a. 事業体が適格項目を最初に認識した日。
- b. 事業体が適格な確定契約を結んだ日。
- c. 特定の会計原則により,損益に含めた未実現利得および損失とともに,公正価値により報

6) *Ibid.*, par. 7. なおfについては,第133号のパラグラフ12のもとで,非複合金融商品から組込非金融デリバティブ商品の分離をすることにより生じる金融商品で,パラグラフ8の範囲から除外の対象となるものが挙げられている(そのような非複合金融商品の一例として,ある商品でその中の区分処理された組込デリバティブの価値は現金や役務,あるいは商品により支払われるが,主たる負債は現金でしか支払いができない商品があるとしている)。

7) *Ibid.*, par. 8.

告してきた金融資産について、特定の会計処理に適格でなくなった日（たとえば、AICPA 監査・会計指針「投資会社」の対象となる子会社から、その指針の対象とならない連結報告事業体中の他の事業体への資産の移転など）。

- d. 以下の理由により、他の事業体への投資についての会計上の取り扱いを変更した日。
 - ①その投資が持分法の会計処理の対象となる時（たとえばその投資には、FASB 基準書第 115 号「ある種の負債証券および持分証券への投資の会計処理」または本基準書における公正価値オプションのいずれかのもとで会計処理する証券として報告されてきた投資など）。
 - ②投資家が子会社あるいは変動持分事業体を連結することを停止したが、持分を継続して保有している時（たとえば、投資家が議決権持分の過半数を保有しなくなったが、一部の普通株は保有している場合など）。
- e. 当該事象発生時に適格項目を公正価値で測定することを要求するが、その後の各報告日時点においては公正価値による測定を要求しない事象（低価法または一時的でない減損の認識は除く）⁸⁾。

III. SFAS 第 159 号による会計処理

1. 公正価値オプションの機能

SFAS 第 159 号によれば、会社は 1 つの証券について、1 つの取引の一部であったとしても、それぞれ別個の会計処理を選択することができる。しかし、いったん公正価値による処理を選択すれば、その証券については資産であれば売却、債券であれば償還するまで、公正価値による測定を継続しなければならない。同様に、当初公正価値による処理を差し控えた場合には、特殊な事象が発生しない限り償却原価を適用し続けなければならない。また、投資家やアナリストの理解を高めるため、次のことを開示することが要求される：

- ①公正価値を選択することについての経営上の合理性。
- ②期間利益に対する公正価値の変動の影響。
- ③公正価値と契約上のキャッシュ・フローとの差額。

ここで、SFAS 第 159 号による公正価値オプションによる会計処理について、以下の例を用いて説明する。ここでは特に、金融負債についてとりあげる。

2004 年、Huff 株式会社は額面 1,000,000 ドルの債券を発行したと仮定する。その後、市場金利が上昇したため、2007 年 12 月末における債券価値は 950,000 ドルに下落しており、それに応じて Huff 社の信用価値も下落していたとする。そのような状況においても、Huff 社はその債券を 1,000,000 ドルの償却原価によって貸借対照表に計上していたとする。

ここで Huff 社は、SFAS 第 159 号を適用すれば、この債券の 2007 年度の帳簿価額として償却原

8) *Ibid.*, par. 9.

価ではなく、公正価値を採用することを選択することができる。公正価値によれば、Huff社の貸借対照表における負債の帳簿価額は、その債券の公正価値である950,000ドルと当初の帳簿価額1,000,000ドルとの差額50,000ドルが減額されて報告されることになる。その50,000ドルの差額はまた、報告利益を大きくする稼得利益として2007年度の損益計算書にも現われる。

Huff社は債券を満期まで償還しない計画をしていると仮定する。この2007年度における利益の増加はただの幻影に過ぎないといえる。その債券が発行されてから10年後の2013年に満期となる時には、1,000,000ドルの公正価値をもっていることになる。このことは、早期の年度において一時的な債券価値の下落から生じた利益の増加は、その後債券価値が回復するにつれて損失が発生することによって相殺されることを意味する。言い換えれば、2007年度におけるHuff社の50,000ドルの利得は実現しないものである。なぜならば50,000ドルの公正価値の下落は結局、その債券の満期に近づくにしたがって額面に戻されることになるからである⁹⁾。

このようにSFAS第159号の公正価値による処理によって自社の負債の価値が下がった場合、その企業が利益を記録することができるという特徴について、論議が持ち上がっている。公正価値オプション処理適用の反対者は、企業が貸借対照表を粉飾し、利益を操作するための新しい扉を開くものであると主張する。他方、提案者は負債も公正価値で評価することによって会計処理上生じるボラティリティを削減でき、財務諸表の透明性を改善できるという¹⁰⁾。以下の例によって、より詳しく検討してみる。

2. SFAS第159号による会計処理の特徴

SFAS第159号の公正価値オプションがどのように作用するか理解した上で、それがどのように利益のボラティリティを減らすことができるか、見てみよう。

(例) 2008年1月1日、Bluff社は投資目的でApex社が以下の条件で発行した債券を購入したと仮定する¹¹⁾：

額面 1,000,000ドル

金利 年10%

満期 2017年12月31日(10年後)

その債券を購入するために、Bluff社は手許現金を用いるのではなく、Apex社と同条件で社債を発行することによって資金を調達したとする。その仕訳は次のとおりである：

2008年1月1日：

Bluff社の社債発行についての仕訳

(借方) 現 金	1,000,000ドル	
(貸方) 社 債		1,000,000ドル

9) Lawrence Revsine, Daniel W. Collins W. Bruce Johnson, H. Fred Mittelstaedt, *Financial Reporting and Analysis*, McGraw-Hill Irwin, pp. 616-617.

10) *Ibid.*, p. 617.

11) *Ibid.*, p. 618.

Apex社の社債購入についての仕訳

(借方) Apex社債への投資	1,000,000 ドル	
(貸方) 現金		1,000,000 ドル

ここで、年度末に市場金利が11%に上昇し、そのためApex社の社債公正価値は944,630ドルに下落したとする。それと同じように、Bluff社の社債の公正価値も下落する。Bluff社はその投資において、55,370ドルの未実現保有損失を被ったことになる。この含み損は、債券発行時における公正価値の1,000,000ドルと、年度末である2008年12月31日における公正価値944,630ドルとの差額である。

以下、SFAS第159号を適用しない場合と適用した場合について、それぞれどのような処理を行うか比較してみよう。

(a) SFAS第159号を適用しない場合

この未実現保有損失について、SFAS第159号による公正価値会計を選択しない（すなわち、SFAS第115号による会計処理による）場合、Bluff社はApex社への投資の会計処理についてのみ認識することになる。

2008年12月31日：

Apex社債の公正価値下落についての仕訳

(借方) Apex社債に関する未実現保有損失	55,370 ドル	
(貸方) 公正価値調整—Apex社債		55,370 ドル

このように、未実現保有損失が2008年度の損益計算書に計上される。同時に、貸借対照表への計上額を、Apex社債について取得原価1,000,000から944,630ドルの公正価値となるように修正処理が行われる。

(b) SFAS第159号を適用した場合

一方、Bluff社はApex社への投資について、SFAS第159号の公正価値会計を適用することを選択したとする。SFAS第159号による公正価値会計を選択したことで、Bluff社はApex社社債への投資についての保有損失だけでなく、自社の社債における保有利得についても認識しなければならない。

2008年12月31日：

Apex社社債の公正価値下落についての仕訳

(借方) Apex社債に関する未実現保有損失	55,370 ドル	
(貸方) 公正価値調整—Apex社債		55,370 ドル

Bluff社社債の公正価値下落についての仕訳

(借方) 公正価値調整—社債	55,370 ドル	
----------------	-----------	--

(貸方) 未実現保有利得—社債

55,370 ドル¹²⁾

上述例 (a) のケースのように、SEAS 第 159 号を適用しない場合には資産側のみ公正価値評価を行うが、負債側については原価のままである。上述例 (b) のケースのように SFAS 第 159 号の公正価値会計を適用する場合、Bluff 社は Apex 社社債への投資についての保有損失だけでなく、自社の社債における保有利得も認識する。そのことによって、未実現損益について相殺できるのである。

IV. SFAS 第 159 号の役割

SFAS 第 115 号導入後、財務諸表本体においてある種の金融商品は取得原価で測定される一方で、またある種の金融商品は公正価値を用いて測定されている状況にあった。SFAS 第 159 号は、その主たる便益は、金融資産における会計処理と金融負債における会計処理とのミスマッチによって報告利益に生じるボラティリティを減らすということであるとしている。

先述の例において、年度末に市場金利が 11% に上昇すれば、Apex 社への投資の公正価値は 944,630 ドルに下落する。同様に、Bluff 社社債についての負債の公正価値もそうなる。SFAS 第 159 号の提案者は、SFAS 第 159 号の会計処理を用いることにより Apex 社社債の公正価値の変動は Bluff 社社債の公正価値の変動で相殺できるが、これは SFAS 第 159 号適用以前の GAAP の下でなされていたことではない、という。

これらの取引において、従来であれば利益は認識されないものである。なぜなら、SFAS 第 159 号以前の GAAP は、金融負債について公正価値会計を認めていなかったからである。したがって、社債は償却歴史的原価（上述例では 1,000,000 ドル）で帳簿上、繰り越される。先述 (a) の場合のように、金融資産 (Apex 社債券への投資) については公正価値によって会計処理されるが、金融負債 (Bluff 社社債) については償却歴史的な原価によって会計処理がなされるという測定基準のミスマッチが存在すれば、その結果として償還までの期間を通じて、報告利益には不自然なボラティリティを誘発することになるとしている。

SFAS 第 159 号の支持者は、SFAS 第 159 号の公正価値オプションによれば、この不自然なボラティリティは排除できるという。先述 (b) の場合、Bluff 社は社債について公正価値会計を使用することを選択しており、年度末において未実現保有利得を計上する。しかしこの利得は、Apex 社への投資における含み損を相殺するだけであるとする。このように公正価値測定が金融資産とそれに関連する金融負債との両方について使用される時、保有利得のボラティリティは取り除かれることになる¹³⁾。

12) *Ibid.*, p. 619.

13) *Ibid.*, p. 620.

V. おわりに

近年、FASBとIASB（国際会計基準委員会）は共同プロジェクトにおいて、コンバージェンス作業に取り組んでいる。先述の会計処理において、IASBはIAS第39号「金融商品：認識及び測定」およびIFRS第9号「金融商品」において、金融資産・負債についての会計処理を規定している。

先述の（b）会計処理について、社債の発行事業体が自社の社債を公正価値で測定することを選択したことにより、利益が発生する処理に疑問を呈している。これは発行事業体の信用リスクが上昇した場合に見られる「自己の信用」の問題と呼ばれているものと同様のものと考えられる。

IASBはこの問題に対処すべく、2010年5月に公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」（以下、「公開草案」と略称する）を、2010年10月には「金融負債の会計処理に関する要求事項」（以下、「要求事項」と略称する）を公表した。これらのIASBの提案は、多くの投資家等により示された、企業が公正価値で測定することを選択した負債に関して信用リスクの変動により生じる純損益のボラティリティは多くの投資家の直感に反するものであり、有用な情報を提供しない、という懸念を受けて対応したものである。

「公開草案」公表について、当時のIASB議長であったDavid Tweedieは、金融資産と負債とを同じ方法で処理することへの理論的な支持論はあるが、信用力の悪化に苦しんでいる企業がそれに対応する多額の利益を計上できるという場合に、その会計処理が有用な情報を提供するものと弁護するのは難しいと述べている¹⁴⁾。また、「要求事項」公表のさいには、深刻な財務上の困難に陥っている会社が、自身の負債を低下したコストで買い戻せるという仮想的な能力に基づいて巨額の利益を計上できる直感に反した方法に対処するものであるとしている¹⁵⁾。

「自己の信用」についての会計処理上の問題について、「公開草案」は、企業が公正価値で測定することを選択した金融負債に係る「自己の信用」の変動によるすべての利得および損失を、「その他の包括利益」に振り替えることを提案している。そうすれば「自己の信用」の変動は、報告される純損益に影響しないため、投資家に有用な情報を提供できるとされている¹⁶⁾。

IASBは基本的に、金融負債に関する公正価値オプションの会計処理は、「自己の信用」の論点を除いてはうまく機能するものであるとしている。金融負債についても時価評価を行う会計処理がより目的適合性があると考える投資家もいると想定されている。したがって「公開草案」は金融負債に関する公正価値オプションの会計処理について、IAS第39号およびIFRS第9号の変更は他の処理について提案していない。IFRS第9号とIAS第39号は、特定の要件を満たす場合に

14) 「IASB、金融負債の公正価値測定の「直感に反する」影響に対処」 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/ed/comments20100511.jsp 2010年5月11日。

15) 「IASBが金融負債の会計処理に関するIFRS第9号への追加を公表」 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/press/20101028.jsp 2010年10月28日。

16) International Accounting Standards Board, Exposure Draft, *Fair Value Option for Financial Liabilities*, 2010, pp. 8-12. なお、訳語はASBJ発行「公開草案 金融負債に関する公正価値オプション」2010年5月、を参考にさせていただいた（pp. 10-13）。

は金融資産および金融負債を償却原価で測定することを求めている。IASBは、金融商品を2つの測定区分（償却原価と公正価値）に分類する測定アプローチ（「混合測定」アプローチ）に対する広範な支持を受けている。したがって、IASBは、FASBの公開草案における提案についてFASBにフィードバックを提供することを関係者に求めてきた。これが国際的な比較可能性を増進する目的の共同プロジェクトであることから、このことは特に重要である。IFRSの関係者からのフィードバックは、FASBが提案を再審議して定めを確定するさいに有用となるであろう。さらに、IASBはそのフィードバックを、IFRSとUSGAAPとの間の差異をどのように調整するかを検討するさいに利用するとしている¹⁷⁾。

「公開草案」の協議プロセスの間に受け取ったフィードバックに対応して、IASBは大半の負債については現行の償却原価測定を維持することを決定し、変更は自己の信用問題への対処に必要なものに限定した。「要求事項」は、負債を公正価値で測定することを選択している企業は、公正価値の変動のうち企業自身の信用リスクの変動による部分を、純損益ではなく、損益計算書のその他の包括利益（OCI）の部に認識することとしている。「要求事項」による金融負債の会計処理に関する追加事項を含めたIFRS第9号は、2013年1月1日以後開始する事業年度の財務諸表に適用されるとしている¹⁸⁾。

以上、金融負債の会計について、時価評価導入への動向と問題点、および基準設定団体の対応を見てきた。それは、現代会計において金融資産項目に公正価値評価がなされている一方、金融負債については公正価値評価がなされていないことから、首尾一貫した財務報告をすることで比較可能性や透明性を高め、より高品質な会計基準を設定するために、負債について公正価値オプションを導入しようとするものであった。またこれによって、金融資産と金融負債との会計処理上のミスマッチの問題を解消し、未実現利益計算におけるボラティリティを削減できるとするものであった。

金融負債において公正価値評価を導入しようとする論理は上述のようなものであったが、果してこのような会計処理の導入によって、比較可能性や透明性を高めることができるのであろうか。むしろ、直感的に矛盾しているような利益に影響を与える会計処理を行うことにより、意思決定に有用な情報を提供するものであるとはいえないのではないかと考える。またその会計処理を選択適用ができることによって、その影響をその他包括利益の部で吸収することにしたとしても、事業体の恣意性がそこに反映されやすくなるのではないかと考える。このようなことから、金融負債の会計処理における時価評価導入は、表面上は金融負債とのミスマッチ解消を論理の軸に据えるものの、その現実的機能としての負債の公正価値評価適用による弾力的な会計処理の導入と、その公正価値評価損益についての利益へ与える影響（その他包括利益に含められるとしても）に主たる意味があるのではないかと考える。

金融負債の会計処理について、現実的に企業がどのような会計処理を選択するか、またそのこ

17) *Ibid.*, pars. 1-17.

18) 前掲URL, https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/press/20101028.jsp

とで他の問題が発生しているか、それによってどのような対応がとられるか、今後さらに注目したい。

(本論文は2011年度の名古屋学院大学研究奨励金による助成をいただいた研究の一部である。)

〈参考文献〉

- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 159, *The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities Including an amendment of FASB Statement No. 115*, 2007.
- (日本公認会計士協会訳「財務会計基準書第159号 金融資産および金融負債に関する公正価値オプション FASB基準書第115号の改訂を含む」。)
- Lawrence Revsine, Daniel W. Collins W. Bruce Johnson, H. Fred Mittelstaedt, *Financial Reporting and Analysis*, McGraw-Hill Irwin.
- International Accounting Standards Board, Exposure Draft, *Fair Value Option for Financial Liabilities*, 2010.
- (ASBJ訳「公開草案 金融負債に関する公正価値オプション」2010年5月。)
- 加藤盛弘『現代の会計学』第3版, 森山書店, 2004年。
- 加藤盛弘『負債拡大の現代会計』森山書店, 2006年。
- 川西安喜「金融資産及び金融負債のための公正価値オプション—FASB財務会計基準書159号の概要—」『会計・監査ジャーナル』No. 622, 2007年5月。
- 飯田信夫「FASB: 159号金融資産・負債についての公正価値オプション」『週刊経営財務』No. 2812, 2007年3月。